

## 1. 要介護認定等の仕組み

### 1) 介護サービスを利用するための手続き

- 介護（予防）給付を受けようとする被保険者は要介護（要支援）者に該当すること及びその該当する要介護（要支援）状態区分について市町村の認定を受けなければならない。（介護保険法（以下、法）第 19 条第 1 項及び第 2 項）

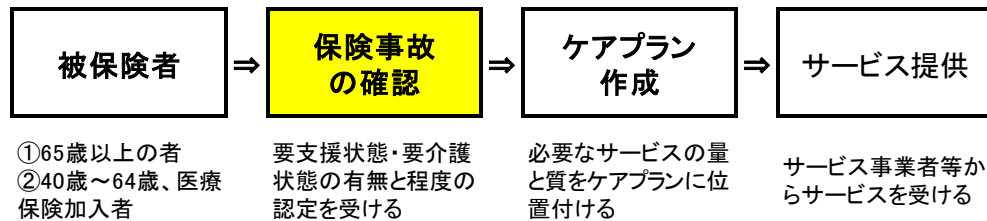


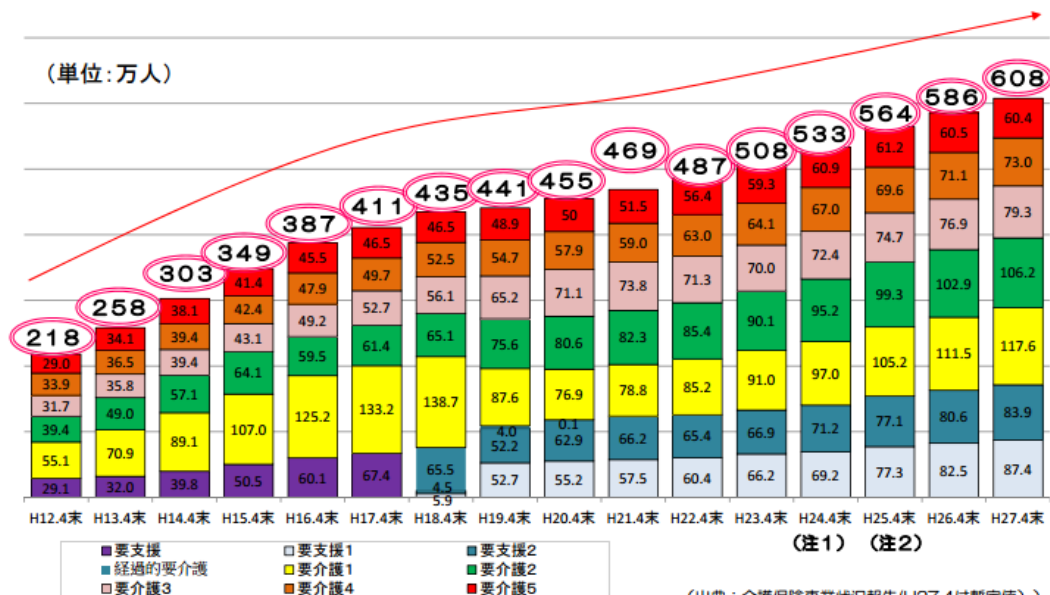
表 関連する用語の定義

用語	定義	備考
被保険者 （法第 9 条）	(1) 市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の者（第一号被保険者） (2) 市町村の区域内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者（第二号被保険者）	
要介護状態 （法第 7 条第 1 項）	身体上又は精神上的の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分（要介護状態区分）のいずれかに該当するもの（要支援状態に該当するものを除く。）をいう。	※厚生労働省令で定める期間：原則 6 ヶ月
要介護者 （法第 7 条第 3 項）	(1) 要介護状態にある 65 歳以上の者 (2) 要介護状態にある 40 歳以上 65 歳未満の者であって、その要介護状態の原因である身体上又は精神上的の障害が加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定めるもの（特定疾病）によって生じたもの	※政令で定めるもの（特定疾病）：施行令第 2 条

要支援状態（法第 7 条第 2 項）、要支援者（法第 7 条第 4 項）については割愛

## 2) 要介護度別認定者数の推移

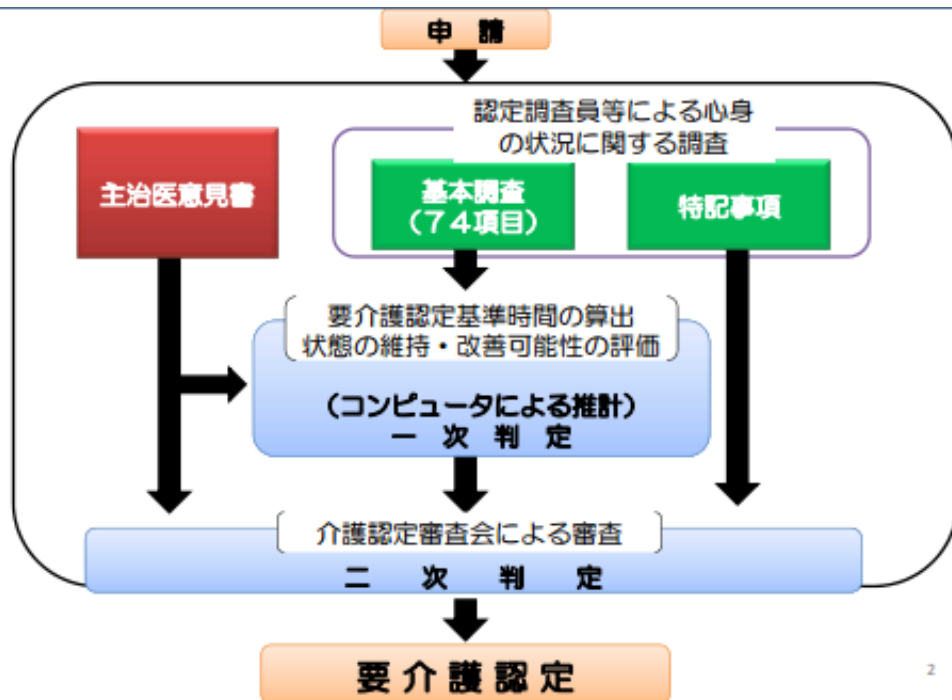
要介護(要支援)の認定者数は、平成27年4月現在608万人で、この15年間で約2.79倍に。このうち軽度の認定者数の増が大きい。また、近年、増加のペースが再び拡大。



注1) 陸前高田市、大槌町、女川町、桑折町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町は含まれていない。  
注2) 楡葉町、富岡町、大熊町は含まれていない。

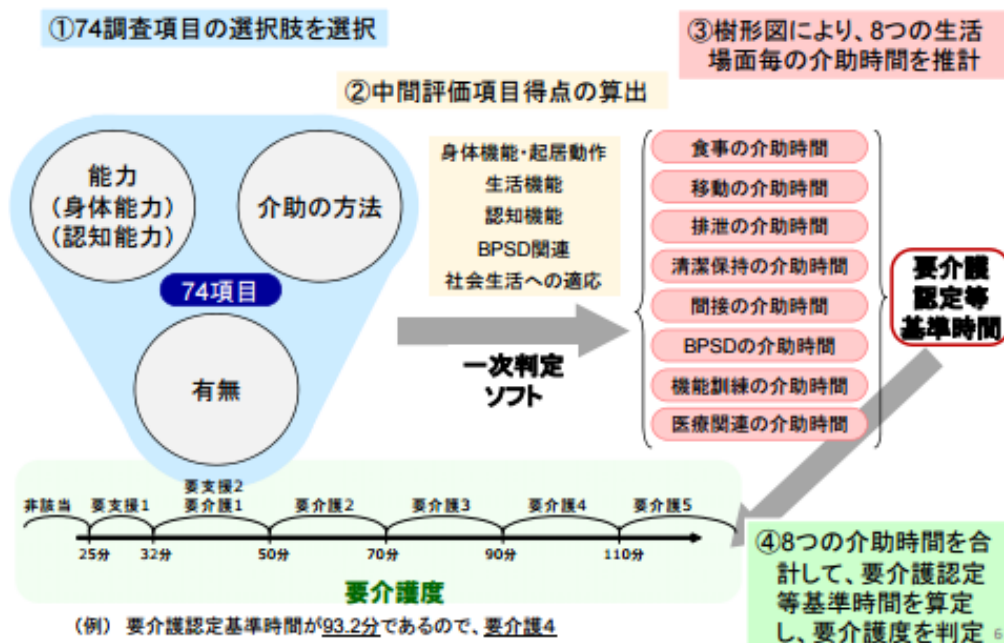
出典：厚生労働省老人保健課資料

## 3) 要介護認定等の手順



出典：厚生労働省老人保健課資料

#### 4) 一次判定のルール



出典：厚生労働省老人保健課資料

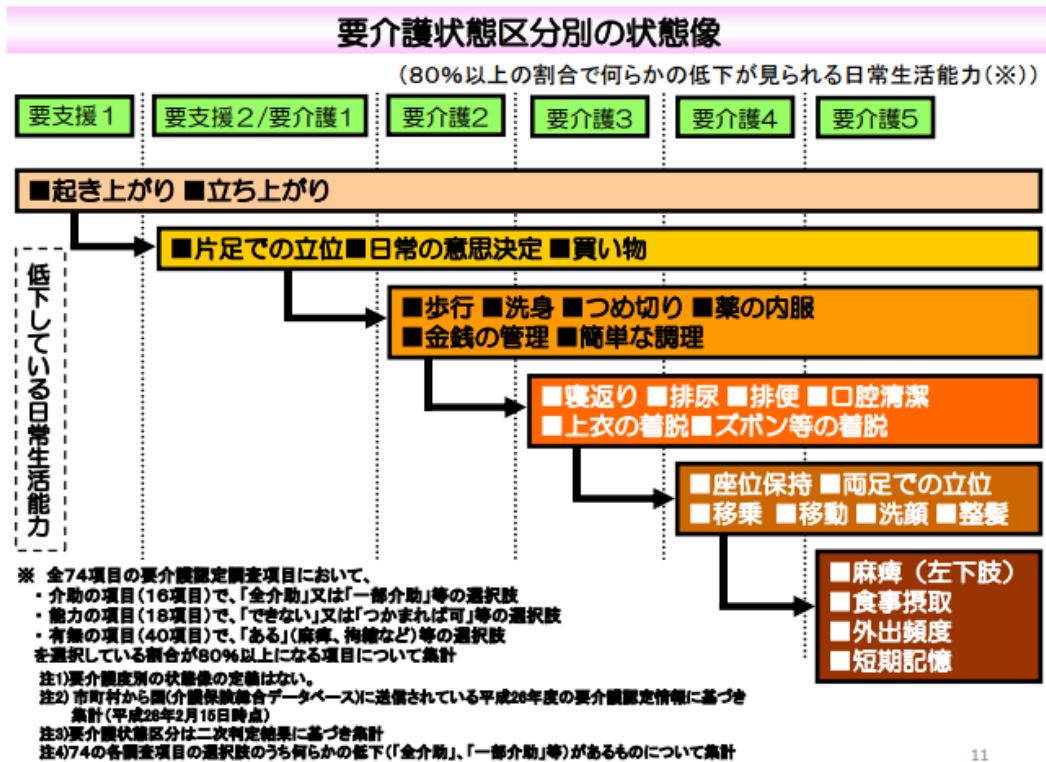
表 認定の段階とその基準時間

段階	状態
要支援1	基準時間が25分以上32分未満またはこれに相当する状態
要支援2	要支援状態の継続見込み期間に当たり継続して常時介護を要する状態の軽減または悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、基準時間が32分以上50分未満またはこれに相当する状態
要介護1	基準時間が32分以上50分未満またはこれに相当する状態 (要支援2に該当する者を除く)
要介護2	基準時間が50分以上70分未満またはこれに相当する状態
要介護3	基準時間が70分以上90分未満またはこれに相当する状態
要介護4	基準時間が90分以上110分未満またはこれに相当する状態
要介護5	基準時間が110分以上またはこれに相当する状態

表 介護認定の有効期間

	原則的な有効期間(町村が設定可能な期間)
新規認定	6か月(3ヶ月から12ヶ月の間)
区分変更認定	6か月(3ヶ月から12ヶ月の間)
更新認定	12か月(3ヶ月から24ヶ月の間)

## 2. 在宅要介護者の状況や外出などの実情、移動の困難度など



11

出典：厚生労働省老人保健課資料

## 3. 投票時の課題として考えられるもの（私見）

- 要介護度が同一でも、身体的理由が主な原因の方と認知機能低下が主な原因の方がいらっしやること（判断能力のない（低下した）方への意志の確認をどのようにするのかわ？）
- 認定の更新により介護度が変化した場合への対応
- 要介護者本人の意思の確認方法
- 家族等の意向が反映できない仕組みづくり
- そもそも足のない高齢者への対応

## <参考資料>

平成 14 年度の老人保健健康増進等事業において、平成 11 年度からの要介護認定に関する研究や要介護認定結果の傾向を踏まえ、以下のような成果が報告されている。

要支援状態又は要介護状態については、おおむね次のような状態像が考えられる。

自立 (非該当)	歩行や起き上がりなどの日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ、薬の内服、電話の利用などの手段的日常生活動作を行う能力もある状態
要支援状態	日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の防止により要介護状態となることの予防に資するよう手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態
要介護状態	日常生活上の基本的動作についても、自分で行うことが困難であり、何らかの介護を要する状態

要介護状態については、おおむね次のような状態像が考えられる。

要介護 1	要支援状態から、手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態
要介護 2	要介護 1 の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態
要介護 3	要介護 2 の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態
要介護 4	要介護 3 の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態
要介護 5	要介護 4 の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態